

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(選考基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 選考会議は、選考基準を定め、又は変更したときは、それぞれ遅滞なく、これを公表(本学ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表することをいう。以下、<u>第6条</u>、<u>第8条</u>第7項及び<u>第9条</u>第5項において同じ。)するものとする。</p> <p>(所信表明会の実施)</p> <p>第6条 選考会議は、被推薦者の氏名及び推薦書類等を公表し、被推薦者から学内構成員に向けて口頭で所信を表明する会(以下「所信表明会」という。)を実施するものとする。</p> <p>(意向調査の実施)</p> <p>第7条 選考会議は、所信表明会を実施後、意向調査を実施するものとし、意向調査に必要な事項を本学ホームページ及び教職員ポータルにより公示する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(選考基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 選考会議は、選考基準を定め、又は変更したときは、それぞれ遅滞なく、これを公表(本学ホームページへの掲載その他の適切な方法により公表することをいう。以下、<u>第8条</u>第7項及び<u>第9条</u>第5項において同じ。)するものとする。</p> <p>(所信表明会の実施)</p> <p>第6条 選考会議は、被推薦者の氏名及び推薦書類等を<u>本学ホームページ(学内専用)及び教職員ポータル</u>により学内に公表し、被推薦者から学内構成員に向けて口頭で所信を表明する会(以下「所信表明会」という。)を実施するものとする。</p> <p>(意向調査の実施)</p> <p>第7条 選考会議は、所信表明会を実施後、意向調査を実施するものとし、意向調査に必要な事項を本学ホームページ(<u>学内専用</u>)及び教職員ポータルにより<u>学内</u>に公示する。</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (令和元年10月15日選規程第20号)

この規程は、令和元年10月15日から施行する。